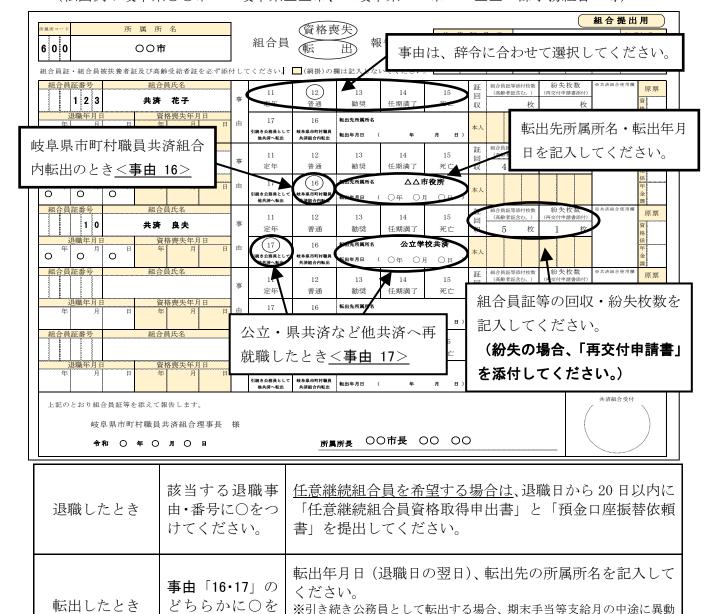
組合員(資格喪失・転出)報告書

組合員が退職したとき、岐阜県内の他の所属所へ転出したとき、又は他の共済組合加入したときに提出してください。他の共済組合(公立・地方共済など)への加入は「事由17」です。

(<u>岐阜県市町村職員共済組合内転出</u>「事由 16」とは、<u>岐阜県市町村職員共済組合内</u>の所属所へ異動する場合をいいます。)

(転出例:岐阜県○○市 \leftrightarrow 岐阜県△△市、 岐阜県××市 \leftrightarrow △△一部事務組合 等)



【添付書類】

組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証等(世帯全員分)

つけてください。

・「任意継続組合員資格取得申出書」及び「預金口座振替依頼書」【資-14・15】(希望者のみ)

関が徴収し払い込みます。

があったときの掛金・負担金は、期末手当等基準日に属する給与支払機

※60 歳未満の組合員及び被扶養配偶者は、国民年金第1号の手続きが必要な場合があります。 届出もれのないよう組合員に周知願います。